明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○家畜共済損害認定準則の一部を改正する件（農林水産九七一）　一

○家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則第三条第一項の農林水産大臣が定める目標年度を定める件（同九七二）

〔官庁報告〕

官庁事項

果樹農業振興基本方針の公表について（農林水産省）　一

酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針の公表について（同）　一四

養豚農業の振興に関する基本方針の公表について（同）　二三

家畜改良増殖目標の公表について（同）　二五

鶏の改良増殖目標の公表について（同）　二五

家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針の公表について（同）　四八

〔公　告〕

諸事項

官庁

基本測量関係事項関係　五〇

裁判所

破産、免責関係　五五

特殊法人等

独立行政法人統計センター、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金設立関係　六三

会社その他

会社決算公告　六七

告示

○農林水産省告示第九百七十一号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第九十八条の二（同法第百三十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、家畜共済損害認定準則（昭和三十二年十二月二十五日農林省告示第千六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年四月二十七日　農林水産大臣　林　芳正

第一中「組合員等をいう」の下に「。以下同じ」を加え、「農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号。以下「規則」という。）第二十九条の五第一号に掲げる共済事故」を「火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第二条第一項に規定する家畜伝染病及び同法第四条第一項に規定する届出伝染病に限る。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡又は廃用」に改め、第一に次の一項を加える。

組合員等から種豚又は肉豚（法第百五十条の五の四に規定する特定包括共済関係に係るものに限る。）に係る法第九十八条第二項の通知を受けた場合において、その損害が死亡（特定事故を除く。）を共済事故として生じたものであるときは、前項の確認に代えて、当該組合員等に、当該種豚又は肉豚が当該組合等の家畜共済に付されていること及び当該種豚又は肉豚が死亡したことを確認することができる画像を電磁的方法（法第十八条第二項に規定する電磁的方法をいう。以下同じ。）により提供させることができる。この場合において、組合等は、前項の確認をしたものとみなす。

第二中「第一の」を「第一第一項の」に改め、第二第二号中「規則」を「農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号。以下「規則」という。）」に改める。

第六中「第一の」を「第一第一項の」に改め、第六第二項の次に次の一項を加える。

連合会は、種豚に係る通知を受けた場合において、その損害が死亡（特定事故を除く。）を共済事故として生じたものであるときは、前項の確認に代えて、組合等に第一第二項の画像を電磁的方法により提供させることができる。この場合において、連合会は、前項の確認をしたものとみなす。

○農林水産省告示第九百七十二号

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則（平成十一年農林水産省令第七十四号）第三条第一項の農林水産大臣が定める目標年度は、平成三十七年度とし、公布の日から施行する。

なお、平成十九年三月三十日農林水産省告示第四百二号（家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律施行規則第三条第一項の農林水産大臣が定める目標年度を定めた件）は、平成二十七年四月二十六日限り廃止する。

平成二十七年四月二十七日　農林水産大臣　林　芳正

官庁報告

官庁事項

果樹農業振興基本方針の公表について

果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき、平成37年度を目標年度とする果樹農業振興基本方針を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

平成27年4月27日　農林水産大臣　林　芳正

第1　果樹農業の振興に関する基本的な事項

1　果樹農業をめぐる状況と基本的考え方

(1)　果樹農業をめぐる状況

我が国の果樹農業は、中山間傾斜地等の他の作物の栽培が容易でない地域も含め、地域ごとに特色ある経営を展開している。また、北海道から沖縄まで、多様な気候の下、東日本を中心としたりんご、西南暖地を中心としたかんきつ類を始め、地域の特性に応じて、多種類の果樹が栽培されている。